

ろうむ広報 (4・5月号)

Okajima Certified Social Insurance Labour Consultant Office

[今月の予定]

- ・ 5月8日……………上手な事業承継対策セミナー
- ・ 5月15日……………年度更新受付事務協力(名古屋北労働基準監督署)
- ・ 5月23日……………愛知県社会保険労務士会通常総会

年度更新の受付が始まっています。

労働保険料の申告・納付の法定期日は平成20年5月20日となっています。労働保険料の申告納付は、前年度平成19年度4月1日から平成20年度3月31日までに支払った給与を元に平成19年度の確定保険料を清算し、20年度の概算保険料を納付します。本年度の年度更新の留意事項は以下の通りです。

1. 石綿健康保険被害救済のための一般拠出金は平成19年4月より徴収され、徴収金額は平成19年度確定保険料にかかる労災保険分の賃金総額に一般拠出金率(0.05/1000)を乗じた金額であり、延納は出来ません。一括有期事業については、平成19年4月以降に開始した工事が対象

となるので、今年度から徴収されることとなります。

2. 市町村合併に伴う住所表示の変更されたものは、本省で一括返還済みであるが、誤りのあるものについては、変更届を要せず訂正することが出来ます。
3. 在職中に退職金相当額の全部または一部を給与や賞与に上乗せするなど前払いされる場合は、原則として、保険料の算定基礎となる賃金総額に算入すること。

来年度の年度更新から労働保険と社会保険の徴収一元化が検討されていて、その期限が統一されることは決まっています。今後の手続変更には注視する必要があります。



目次：

年度講師の受付が始まっています	1
労働時間見直しガイドライン	1
後期高齢者医療保険の保険料算定方法	2
外国人研修生の保護拡充	2
パート法改正に伴い創設された助成金	3
奈良へ行きました。	3
社会保険事務所の今日事情	4

「労働時間等見直しガイドライン」が改正されました！！

※「労働時間等見直しガイドライン」とは、事業主及びその団体が、労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項について定めたものです。

「労働時間等見直しガイドライン」のポイント

基本的な考え方

1. 労働時間の見直しを含めた仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みは、
 - ・ 少子高齢化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、わが国の社会を持続可能で確かなものとするために必要な取り組みであるとともに
 - ・ 企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものです。
2. 経営者自らが主導して、職場風土改革のための意識改革等に努めることが重要です。

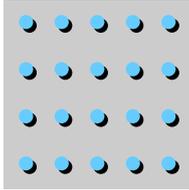
3. 仕事と生活の調和推進のための行動指針で定められて社会全体の目標の内容も踏まえ、各企業の実情に応じて仕事と生活の調和の実現に向けて計画的に取組むことが必要です。

<仕事と生活の調和の実現には、次のような取り組みなどが重要です。>

1. 労使間の話し合いの機会の整備をしましょう。
 - ◎労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使間の話し合いの機会を整備すること
2. 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備をしましょう。
 - ◎取得呼びかけ等による取得しやすい雰囲気作り
 - ◎計画的な年次有給休暇の取得など
3. 所定労働時間の削減をしましょう。
 - ◎「ノー残業デー」、「ノー残業ウイーク」の導入・拡充
 - ◎長時間労働の抑制など

4. 労働者各人の健康と生活に配慮をしましょう。

新しくなった「労働時間等見直しガイドライン」を参考に、働き方を改革し、仕事と生活の調和を実現しましょう！！



男女雇用機会均等法改正に関する記事をシリーズで連載します。

後期高齢者医療保険の保険料の計算方法

平成20年4月1日から施行された後期高齢者医療制度の保険料は以下の通り。

■保険料の額は

保険料は、全員に「等しく負担する部分（均等割額）」と、それぞれの方の「所得に応じて負担する部分（所得割額）」との合計になります。

愛知県内の均等割額は年額40,175円、所得割額を算出する所得割率は7.43%です。（平成20年度・21年度の2年間は変わりません。）

- ・保険料額は一人あたり年間50万円が最高となります。
- ・保険料の減額・減免制度があります。
- ・一人あたりの老人医療費が県内平均より著しく低い市町村（新城市、飛島村、東栄町、設楽町、豊根村）は均等割額・所得割率が異なります。

■保険料の計算方法

保険料額＝均等割額(40,175円)＋所得割額(所得金額等－基礎控除額)×

所得割率(7.43%)

・保険料の納め方

年額18万円以上の年金需給者は年金から保険料が天引きされます。（特別徴収）それ以外は口座振替や納付書等で個別に納めます。

■保険料の減額

世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額によって減額判定を行います。

・所得の低い人

・会社の健康保険などの被扶養者だった人—2年間は保険料の均等割額が5割減額され、所得割額が課せられません。

この評判の悪い法律が今後どの様になっていくのか、注視したいものです。

保険料の負担の問題のほかに、終末医療の問題も含んでいます。



外国人研修生の保護拡充

政府方針

母国語で電話相談

新たな在留資格も

政府は外国人研修・技能実習生の保護策を拡充する方針を決めた。母国語で相談できる電話窓口を設けるほか、受け入れ先の企業が倒産した場合も研修を続けられるよう支援する。労働環境を改善するため、新たな在留資格の導入も検討する。アジア諸国を中心に日本で技術を学ぼうとする外国人が増えていることから、受け入れ態勢を整える。

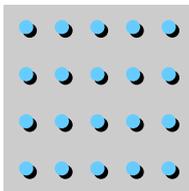
法務、厚生労働、経済産業など関係省庁が連携し、2008年度から順

次着手する。

研修生向けの電話窓口は財団法人・国際研修協力機構(JITUCO)と連携して運営。中国語、ベトナム語、インドネシア語など研修生の母国語で相談に応じる。土日や夜間などでも対応できるようにするほか、相談で得た情報を不正労働を強いる企業の発見などにも役立てる。新たに入国する研修・技能実習生全員を対象に国内の労働法制や制度などについて説明する講習会も開く方向。

(20080303 日経)





遺族年金、傷害年金等の裁定請求でお困りの方は当事務所にお問い合わせください。

パート法改正に伴い創設された助成金

事業主に対する「短時間労働者均等待遇推進助成金」と、中小事業主団体に対する「均等待遇団体助成金」があります。「短時間労働者均等待遇推進助成金」の内容は以下の通り

1. 事業主の規模は問いません
対象事業主は、労働保険適用事業主です。正社員がいて、対象パートタイマーの2分の1以上が雇用保険の被保険者であることが要件となっています。
2. 支給対象となるのは下記の各制度の一つに該当する事業主です。

①正社員と共通の処遇制度の導入

パートタイマーの仕事や能力に応じた待遇について、正社員と共通の評価・資格制度を設けた上で、実際にその制度により格付けされたパートタイマーが1人以上出た場合。

②パートタイマーの能力・職務に応じた処遇制度の導入

パートタイマーの仕事や能力に応じた評価・資格制度を設けた上で、実際に格付けされたパートタイマーが1人以上出た場合。

③正社員への転換制度の導入

パートタイマーから正社員への転換制度を設けた上で、実際に転換者が1人以上出た場合。

④短時間正社員制度の導入

短時間正社員制度を設け、実際にその制度により短時間正社員が1人以上出た場合。

* 短時間正社員とは、期間の定めのない正社員で、1週間の所定労働時間が正社員に比べて1割以上短く、時間当たりの基本給が同種の業務に従事する正社員と同等以上の者。

⑤教育訓練制度の導入

正社員との均衡を考慮した教育訓練制度を設けた上で、延べ30人以上のパートタイマーに実施した場合

⑥健康診断制度の導入

パートタイマーの健康診断制度を設けた上で、その制度により受診者が1人以上出た場合。

* 対象となる健康診断は、(a)雇入れ時健康診断、(b)定期健康診断、(c)人間ドック、(d)生活習慣病予防検診

3. 助成金額(2回に分けて助成されます)

2. の①の場合: 50万円(25万円ずつ)

2. の②から⑥の場合: 30万円(15万円ずつ)

* 第2回目の支給は、第1回の対象者が6ヶ月継続して雇用されている場合に支給されます。

申し込み先: (財)21世紀職業財団地方事務所

助成金についてのお問合せ、ご相談をお受けいたしております。

お気軽にご相談ください。



奈良へ行きました。

奈良、飛鳥の石舞台が見たいと思い立ち計画を立てました。予定を立てて断行しないとなかなか出発できないので、行く日にちを決めたのですが、予定の日が近づくにつれて、どうしてもその日だけが雨になりそうでした。予定変更も考えたのですが、雨もまたよからうと考え直し出発しました。

予定の中心が飛鳥だったので、いつもと違うルートでまず、名阪の針インターで降りて、室生、長谷寺から飛鳥に回るルートにしました。

最初に訪れたのは室生寺です。

以前に一度は行っているはずですが、ほと

んど記憶にありませんでした。室生の自然の深さにまず、感動です。

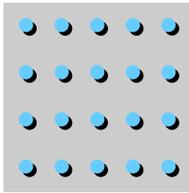
女人高野といわれ、厳しく女人を禁制してきた高野山に対し、女性の入山の許された室生寺のたたずまいは、女性的な優しさを感じさせました。

思ったより激しい雨は、室生の山を潤し満開の石楠花を際立たせていました。

けろけろと美声をとどろかすかえるの声や読経の声が深い幻想の世界のようでした。

「雨もまたよし」で・した・・・。





■中小企業のための「人を育てる人事制度」の導入のお手伝いをしています。導入を検討中でしたらお問い合わせください。

■個別労使紛争、紛争解決手続について情報が必要な方は連絡ください。

■就業規則の無料診断を受け付けています。お気軽にお申し付けください。

■給与計算事務お引き受けいたします。

このニュースについてのお問い合わせ、ご要望はFAXにて連絡ください。

ホームページが新しくなりました。
<http://sr-okajima.la.coccan.jp/>



岡嶋社会保険労務士事務所

社会保険労務士 岡嶋 義幸

〒461-0045 名古屋市東区砂田橋3-2

103-405

電話 /FAX 052-721-3106

携帯 090-8730-9726

Email: sr-okajima@river.ocn.ne.jp

<業務内容>

**** 事業の発展と勤労者の福祉の増進のために ****

- ・人事労務管理に関するコンサルティング
- ・労働基準法等に関する諸手続
- ・就業規則、給与計算等の企画・作成
- ・労働保険、社会保険に関する諸手続
- ・各種給付金、助成金の申請
- ・給与計算、賃金台帳の作成
- ・各種年金の裁定請求、審査請求、再審査請求

社会保険事務所の今日事情

仕事柄社会保険事務所へ時々行くのですが、最近は大変な混雑です。お年寄りのご夫婦や子供につれられた高齢の親、さまざまな年金受給者や被保険者が続々と集められています。待ち時間も大変で4時間5時間は普通になっているようです。宙に浮いた年金記録5,095万件（2006年6月現在）のうち約4割にあたる2,025万件については、年金の持ち主が特定できないことが報告され、約6割に当たる3,070万件のうち名寄せ等で持ち主が特定できる可能性が高いとされたのは1,172万件でした。年金得別便の郵送スケジュールは以下の通りです。

- 1、平成19年12月～平成20年3月
—中に浮いた年金記録が結びつくと思われる人
- 2、平成20年4月～平成20年5月
—新たな記録がないと思われる年金受給者
- 3、平成20年6月～平成20年10月
—新たな記録がないと思われる

現役加入者

このほかに本人が年金保険料を払ったと主張しているのに社会保険庁のコンピューターでは記録が見つからない「消えた年金記録」があり、相談件数が増えるのに比例して増えています。こうした原因を特定することが困難な人たちの受け皿となるのが、領収書が無くても周辺事情などから年金給付の是非を判断する総務省の年金記録確認第三者委員会ですが、ここでの審査は証拠が少ないこともあってスピードが遅くなかなか進んでいないようです。この年金問題は年金記録を出来る限りチェックしなおして、「消えた年金」問題を乗り越えなくてはなりません。年金制度をしっかりと再生しなければこれからの高齢者の生活の安定はありません。年金についてのお問合せ、ご相談をお受けいたしております。お気軽にご相談ください。

